

グローバル投資適格債券パッケージ (2018年12月償還)

愛称: てきかくパック

追加型投信 / 内外 / 債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うグローバル投資適格債券パッケージ（2018年12月償還）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年12月20日に関東財務局長に提出しており、平成26年1月5日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券 社債・その他債券	年1回	グローバル （日本を含む）	あり （フルヘッジ）

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2013年10月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	712,764百万円（2013年10月末現在）

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主に世界の投資適格の普通社債及びハイブリッド証券に投資します。

■投資対象は、取得時において原則としてBBB格相当以上とします。

(注1) 格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

(注2) 複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

■ハイブリッド証券とは、劣後債及び優先証券等を指します。

2 バイ・アンド・ホールド戦略を基本とします。

■主にファンドの信託期間終了日前に償還（早期償還を含みます。）を迎える債券に投資し、原則として銘柄の入替えを行いません。

3 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

4 運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に委託します。

■ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH はドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時（原則として毎年10月13日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は一般の債券と比較して流動性が低く、売却する際に市場規模や取引量が少ないため、市場実勢から期待される価格で売却できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。また市場環境の変化により流動性が著しく低下した場合、売却することができない可能性があります。

④為替変動リスク

当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動による基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ハイブリッド証券特有のリスク

＜劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）＞

一般にハイブリッド証券は、法的な債務弁済順位が株式に優先し、普通社債よりも劣後するため、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化等に陥った場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

＜早期償還延期リスク＞

ハイブリッド証券には、早期償還条項が付与されている場合があります。早期償還日に償還されることを前提として取引されている当該ハイブリッド証券は、市場環境等の要因によって、予定されていた期日に早期償還が実施されなかった場合、あるいは早期償還されないと見込まれる場合には、価格が大きく下落する可能性があります。

＜利息、配当繰延（停止）リスク＞

利息や配当の支払繰延条項を有する証券においては、発行体の財務状況や収益の悪化等により、利息や配当の支払いが繰り延べまたは停止されるリスクがあります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

3 運用実績

当ファンドは、平成26年1月30日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、本書作成時点において、記載すべき事項はありません。

※ 当ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	当初申込期間：当初申込期間中にお支払い下さい。 継続申込期間：原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 不 可 日	平成26年1月30日以降、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日とします。
申 込 締 切 時 間	平成26年1月30日以降、原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：平成26年1月6日から平成26年1月29日まで 継続申込期間：平成26年1月30日から平成26年12月26日まで ※平成26年12月27日以降は購入申込みの受付は行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日（平成26年1月30日）から平成30年12月21日までとします。
繰 上 償 還	受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎年10月13日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収 益 分 配	年1回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に 2.1%* （ 税抜 2.0% ）を 上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%になった場合は、 2.16% となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 1.0% を乗じて得た額とします。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.1025%* （ 税抜 1.05% ）を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%になった場合は、年率 1.134% となります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※当ファンドの運用の指図を行うドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。
【内訳】（税抜）	委託会社 0.50%
	販売会社 0.50%
	受託会社 0.05%
その他の費用・手数料	純資産総額に対して年率 0.10% を 上限 として諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は、平成26年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>